第1336回　高知市教育委員会３月定例会　議事録

１　開催日　　令和８年３月23日（月）

２　教育長開会宣言

３　議事

日程第１　会議録署名委員の指名について
日程第２　市教委第６号　令和８年４月１日付け事務局等職員の人事異動について
日程第３　市教委第７号　高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について
日程第４　市教委第８号　高知市教育次長担任事務に関する規則の一部改正について
日程第５　市教委第９号　高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
日程第６　市教委第10号　高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正について
日程第７　市教委第11号　高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
日程第８　市教委第12号　高知市就学援助規則の一部改正について
日程第９　市教委第13号　高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について

報告　○令和８年３月31日付け教職員の人事異動について
○第512回高知市議会定例会に提出する予算議案、予算外議案及び予算外議案（その２）に対する意見についての教育長専決処分の報告について
○令和８年３月市議会代表質問・個人質問概要について（教育委員会関係）

４　出席者

(1)教育委員会	１番教育長	永　野　隆　史
	２番委員	谷　　智　子
	３番委員	西　森　やよい
	４番委員	森　田　美　佐
	５番委員	関　　博　之
(2)　事務局	教育次長	竹　内　清　貴
	教育次長	植　田　浩　二
	重大事案検証室長	森　山　宏　一
	図書館・科学館担当参事	小　新　貴　士
	教育政策課長	岸　田　正　法
	教育政策課企画調整担当副参事	野　町　はる奈
	学校教育課長	田　邊　裕　貴
	学校環境整備課長	大　黒　貴　司
	青少年・事務管理課長	北　川　朋　代
	人権・こども支援課長	大　石　将　之
	図書館・科学館課長	弘　瀬　友　也
	教育研究所長	越　智　知　恵

教育研究所特別支援教育担当副参事	八　木　千　晶
少年補導センター所長	吉　川　佳　余
高知商業高等学校事務長	成　岡　　真
青少年・事務管理課長補佐	森　岡　麻　由
教育政策課長補佐	田　中　茂　夫
教育政策課係長	池　上　弘　倫
教育政策課主査補	藤　﨑　怜　央

第1336回　高知市教育委員会　３月定例会　議事録

１　令和８年３月23日（月）　午後４時～午後６時（たかじょう庁舎６階大会議室）

２　議事内容

開会　午後４時

永野教育長

ただいまから、第1336回高知市教育委員会３月定例会を開会いたします。

それでは、日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は関委員にお願いいたします。本日は議案が８件、報告事項が３件となっています。

会議の所要時間は、２時間程度を想定しております。長丁場となりますが、間に休憩時間も挟みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事進行の都合により、日程第３、市教委第７号に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。

それでは、日程第３、市教委第７号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

まず、令和８年４月１日付けの教育委員会における機構改革について御説明をいたしますので、別紙の令和７年度と令和８年度の教育委員会の機構図をお示しした資料を御覧ください。

変更点は２点あり、変更箇所は網掛けでお示ししております。１点目は、令和７年度の機構図の一番上にございます、重大事案検証室が廃止となります。

２点目は、教育研究所の内部組織であった特別支援教育班が令和８年度は課に昇格し、特別支援教育課が新設されます。令和８年４月１日付けの教育委員会における機構改革は以上です。

それでは、議案の説明に移りますので、議案書の３ページを御覧ください。高知市教育委員会行政組織規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための事務局の内部組織、分掌事務及び法律又は条例により設置された教育機関等について定めるものであり、先ほど御説明いたしました機構改革に基づき、当該規則の第３条に定める事務局の内部組織から重大事案検証室を削除し、特別支援教育課を追加するとともに、第４条において重大事案検証室の分掌事務を削除し、特別支援教育課の分掌事務を定めるものでございます。

重大事案検証室につきましては、長浜小学校児童プール事故の調査、原因分析及び再発防止策を含む検証業務が完了したことに加え、被害児童の御遺族と和解に至るなど、教育委員会及び学校での事故対応の総合調整についても一定のめどが立ち、当該室の設置目的を達成したことから廃止するものでございます。

なお、４月１日以降は、人権・こども支援課に児童生徒支援担当を配置し、御遺族に対しては丁寧に寄り添っていくとともに、検証業務関連資料につきましては、教育政策課に移管することとしております。

特別支援教育課につきましては、教育研究所の内部組織である特別支援教育班を廃止し、課として新設するものでございます。

現在、医療的ケアを必要とする児童に対する市立学校における受入体制等の充実など、教育行政において特別支援教育の充実が重要な課題となっており、更なる体制強化が必要であることから、課を新設し、特別支援教育の取組をより専門性を高めた上で推進するものでございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

特別支援教育については、これまでも重点を置いてやっていらっしゃったところかと思いますけれども、このタイミングで課に格上げすると言いますか、その動機について教えてください。

教育研究所長

高知市の小・中学校における特別支援学級の在籍児童生徒数というのは近年1,000人を超える状況となっております。そのような中、医療的ケアを必要とする児童の市立学校への受入体制の充実などが喫緊の課題となっておりまして、教育行政において特別支援教育の充実が重要な課題の一つとなっております。

以上のことから、特別支援教育の更なる体制強化を図りまして、より専門性を高めて推進していけるよう、新たに課として体制を整えて推進していくことが今回の狙いでございます。

永野教育長

ほかに質疑等はございませんか。

本来、教育研究所は、相談業務、支援業務、教員研修という３本柱で、戦後に開設されています。ただ、高知市ばかりでなく全国の状況もそうなんですけれども、特別支援の相談というのは、従来の教育相談の中で行っていましたけれども、本当にニーズが高くなってきて、教育研究所としての役割というよりは、課として独立させてしっかりと責任を持っていこうというふうな意味合いで、課を作らせていただくということで、重ねての説明になりましたけれども、そういうことで責任を持ってやっていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、採決に移ります。市教委第７号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正」については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第７号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第４、市教委第８号「高知市教育次長担任事務に関する規則の一部改正」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書の７ページを御覧ください。本規則は、教育次長が共同又は分担して所掌する事務の区分に関して、必要な事項を定めるものでございます。

議案の趣旨といたしましては、先ほど御説明いたしました特別支援教育課の新設に伴いまして、高知市教育次長担任事務に関する規則の第３条に定める教育担当教育次長の所掌事務に特別支援教育課の分掌事務を追加するものでございます。

９ページの新旧対照表を御覧ください。この規則の改正により、教育担当教育次長が所掌する事務は、学校教育課、人権・こども支援課、特別支援教育課、教育研究所、少年補導センター及び市立学校の分掌事務となります。

事務担当教育次長の所掌事務については従来と変わりませんので、記載を省略しています。説明は以上です。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

御意見等もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第８号「高知市

教育次長担任事務に関する規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第８号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第５、市教委第９号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書の10ページを御覧ください。この規則は、教育委員会が任命する職員の職制、具体的には事務局及び教育機関に配置する職員の職名等について定めるものでございます。この規則につきましても、令和８年４月１日付けの機構改革等に基づく一部改正を行うものです。

資料12ページの新旧対照表を御覧ください。改正内容といたしましては、第４条第２項に定める教育委員会事務局に置く事務局職員の職名から、重大事案検証室長及び生徒指導対策監を削除するものです。生徒指導対策監につきましては、人権・こども支援課のポストでございますが、令和７年度は未配置となっており、市教委第７号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正」において御説明しましたとおり、児童生徒支援担当を課長級で配置するため、当該職名を規則から削除するものでございます。

説明は以上です。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

それでは、あえて私から伺いますが、これまで重大事案検証室で様々な対応していただきましたけれども、今後はどのようなフォロー体制となるのかを教えてください。

教育政策課長

資料の管理、保管及び情報公開請求があった場合の対応等については、教育政策課にて行います。また、今後の水泳授業についてのことや児童へのフォロー等については、それぞれ学校教育課や人権・こども支援課等で対応していくこととしております。

永野教育長

前段で説明しておりましたが、あえて伺い、しっかりと確認をさせていただきました。そのほかに質疑等はございませんでしょうか。

それでは、採決に移ります。市教委第９号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第９号は、原案のとおり決しました。

日程第６、市教委第10号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書の13ページを御覧ください。本議案の趣旨といたしましては、市長部局が所管する高知市個人情報保護法施行細則が改正されることに合わせて、高知市教育委員会の所管の個人情報保護法施行細則の改正を行うものでございます。

具体的な内容について御説明をいたしますので、Ａ４横、左側に高知市個人情報保護法施行細則（一部抜粋）と書かれた資料を御覧ください。左側が市長部局が所管する規則、右側が本議案でお諮りする教育委員会の規則であり、いずれも、改正前の規則をお示ししております。

市長部局において、網掛けしております、第３条第２項の「総括保護管理者は、担当副市長とする」という文言の「担当副市長」が「個人情報の保護に関する事務を担任する副市長」に改正されます。

続いて、右側の教育委員会が所管する規則を御覧ください。当該規則は、高知市教育委員会が保有する個人情報に係る高知市個人情報保護法施行条例の施行については、左側の高知市個人情報保護法施行細則の例によることを定めており、網掛けしてお示ししておりますとおり、「担当副市長」を「事務担当教育次長」と読み替えることが定められているため、左側の規則の改正に合わせて、「担当副市長」を「個人情報の保護に関する事務を担任する副市長」に改正するものでございます。

改正後の文言のとおり、統括保護管理者は個人情報の保護に関する事務を担任する副市長であり、現在の体制で言いますと、総務部を所管する弘瀬副市長でございますが、高知市副市長担任事務に関する規則というものがありまして、そちらでは各副市長が担任する部局を定めております。

例えば、政策企画部や総務部は弘瀬副市長、防災対策部や教育委員会は神谷副市長が担任するということを定めておりまして、このことから、改正前の担任副市長という文言だけでは、誤認される事例が生じており、より分かりやすい文言に改正されるものです。

説明は以上です。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

従来の形が変わるわけではないということですよね。文言の整理だけということで異論はないのですけれど、市長部局の細則の第３条第２項で「統括保護管理者は、担当副市長とする」とあって、第３項には、「監査責任者は、総務部長の職にある者をもって充てる」とあります。役職で言えば、副市長の下に総務部長がいると思うのですが、一方で、教育委員会所管の個人情報保護法施行細則では、第２項の担当副市長を事務担当教育次長とし、第３項の総務部長とあるのは教育担当教育次長とするとあります。

事務担当教育次長と教育担当教育次長は同格と思っていたのですが、これは、市長部局の細則と教育委員会の細則では、少し構造が異なっているということですか。

教育政策課長

おっしゃるとおりです。事務担当教育次長と教育担当教育次長に、市長部局の副市長と総務部長のように上下関係はございませんので、構造が一致はしていない状態です。

永野教育長

そのほかに御意見等はございませんでしょうか。

それでは、採決に移ります。市教委第10号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第10号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第７、市教委第11号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

本市におきましては、全ての小・中・義務教育学校において、学校、家庭、地域が一体となり、子供たちの健全育成を支援するための仕組みとして、学校運営協議会及び地域学校協働本部が設置されております。各学校の学校運営協議会では、学校運営ビジョンや育てたい子供像を保護者や地域住民と共有し、学校運営に必要な支援について協議を行っております。

その学校運営協議会に関わります、高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

についてでございますが、Ａ４横の資料、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。

令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されました。その趣旨は、資料の上段にございますが、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものでございます。

こうしたことに伴い、令和７年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が改正されました。それが資料の右半分の中段、四角囲みの中になりますが、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校の運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置等の実施に関する内容を含めることとなりました。

なお、先ほど申し上げました給特法等の一部を改正する法律案に対しましては、附帯決議が採決されておりまして、業務量管理、健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能の向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うことと特段の配慮をすべきとされております。

こうしたことから、高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正を行うこととなったものでございます。

それでは、議案書の18ページを御覧ください。新旧対照表のとおり、法改正に従い、第９条第４項に「学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追記いたしました。この規則の一部改正により、各法改正の趣旨を反映できるものと考えております。

説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

説明の中にあった、主務教諭は主幹教諭とどのように違いますか。

学校教育課長

この主務教諭につきましては、主幹教諭と教諭の間に位置する職として新たに位置づけられようとしているものです。なお、高知県につきましては、令和９年４月に向けて準備を行っていると県教育委員会から聞いております。

谷委員

主幹教諭と教諭の間ですか。複雑になってきましたね。具体的にはどのようなことをしますか。

学校教育課長

学校を組織的に運営するために、主幹教諭の役割も増えてくることから、この主幹教諭と教諭をつなぐ役割を担うことになります。

森田委員

18ページを拝見して、質問なのですが、業務量管理・健康確保措置の実施に関することとありますが、要するに残業はここまでですよ、休暇は取れていますか、ワークライフバランスはどうですかといったことを具体的に校長先生が決めていくような役割を担うということですか。

学校教育課長

おっしゃるとおりです。そうした内容を学校運営協議会の議題にしていくということになります。

永野教育長

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「高知市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――― 【異　議　な　し】 ―――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第11号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第８、市教委第12号「高知市就学援助規則の一部改正」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

青少年・事務管理課長補佐

それでは、高知市就学援助規則の一部改正について御説明いたします。今回の改正は、令和８年１月から稼働しております国の標準仕様に準拠した新たな就学システムの導入に伴い、就学援助の申請や認定に関する事務手続を見直す必要が生じたことから、規則の改正を行おうとするものでございます。

就学援助は、経済的な理由で就学が困難な御家庭に対し、学校生活に必要な費用を援助する制度でございます。対象となるのは高知市に住む児童・生徒又は就学予定者の保護者で、生活保護受給世帯又はこれに準ずる程度に困窮していると教育長が認める世帯となっております。

今回の改正の主な内容は４点となっております。順に説明していきます。１点目は、申請窓口の変更です。これまで申請書は、学校長を通じて提出することとしておりましたが、今後は教育長、具体的には青少年・事務管理課へ直接提出する取扱いに改めます。これは、児童生徒を経由した提出方法を見直すことで、プライバシーへの配慮を強めるとともに、学校現場の事務負担の軽減を図ることを意図しております。

２点目は、電子申請の導入でございます。これまでの紙の申請書による手続に加え、今後はスマートフォンやタブレット、パソコンから電子申請を行うことができるようにいたします。これにより保護者の利便性が向上するとともに、行政側におきましても、印刷や配布にかかる事務負担や経費の削減につながるものでございます。

３点目は、認定期間の自動更新の開始でございます。これまでは、就学援助を受けるためには、原則として毎年度申請が必要でございました。今回の改正では、第９条に定める認定終了事由に該当せず、また本人から辞退の申出がない場合に限り、認定期間を毎年度、自動的に１年更新することといたします。

これにより保護者の申請負担を軽減するとともに、継続的に支援が必要な世帯に対し、切れ目のない支援を行うことが可能になるものと考えております。毎年度の申請手続は省略いたしますが、変更がある方につきましては、随時変更の手続を御案内いたします。また、変更のない方につきましても、毎年４月の進級時と10月の所得課税台帳の更新時に、公簿による確認及び審査を行い、資格の適正な管理に努めてまいります。

４点目は、認定期間終了の特例規定の追加でございます。現行では、認定期間の途中で受給要件を満たさなくなった場合などに認定終了となりますが、今回、児童生徒が死亡した場合であっても、直ちに認定終了とすることが適切でないと教育長が判断する場合においては、特例として認定終了しないことができる規定を追加いたします。これは、支給済みの費目について事情に応じた柔軟な取扱いを可能にするためのものでございます。

変更点は以上の４点になっております。最後に施行前後の事務スケジュールについて申し上げます。令和８年１月に標準化システムが稼働し、令和８年４月から改正後の規則に基づき、新年度の運用を開始する予定でございます。４月上旬には全児童生徒に制度のお知らせを配布するとともに、継続申請対象者や小学校新入学準備金の申請者には個別案内及び申請書を送付し、申請受付を開始する予定でございます。

以上のとおり、今回の改正は標準化システムへの移行に対応しつつ、保護者の利便性の向上、学校及び行政の事務負担の軽減、そして継続的な支援の確保を図るために行うものでございます。説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

では、ここに至るまでの課題意識といいますか、どうしてこういう整理をしなければならないのかを説明してください。

青少年・事務管理課長補佐

国の標準仕様に沿った就学システムというものを導入するに当たりまして、通常であれば、まずは高知市が行っている運用に基づき、そのシステムの仕様が決まっていくところになるんですけれども、今回は国の仕様がまず決まっており、そこに合わせる形でシステムを導入し、運用を開始する必要がございました。

このために、そのシステムを利用した形に姿を変える必要があったのですけれども、それに合わせて事務の改善というところを考えまして、今は学校で大変御苦労いただいて集約の事務をしていただいていたところですけれども、電子申請が一般的に浸透している現状もあり、青少年・事務管理課で十分集約できるのではないかということもあり、窓口を今までの学校から青少年・事務管理課に変更するように検討いたしました。

関委員

事情がよく分かっていないのですが、就学援助世帯は各学校に必ずいるものですか。

青少年・事務管理課長補佐

就学援助を受けていらっしゃる世帯というは、市立の小中学校、義務教育学校も含めまして、令和６年度で約5,400人おります。割合にして、28パーセントぐらいの方が受給している制度となりますので、全くいない学校というのはありません。

関委員

この制度がないと学校に行けないという世帯なのですか。どのようなことの援助をしているのですか。

青少年・事務管理課長補佐

支給している費目としては、学校生活の中で必要な費用である給食費であったり、あるいは修学旅行費であったり、それから教材費などに充てるための費用などを支給しております。

関委員

ということは、それがないと皆さんと一緒に修学旅行に行けないとか、そういうことをなくしましょうっていうような制度と思っていればいいんですか。

ただ、スマホで申し込めるっていうことは、スマホが持てるような世帯の方なわけですよね。そういう意味では、疑問に感じたりもするんですけど。

青少年・事務管理課長補佐

スマートフォンについては、どの方も一般的にお持ちのものであって、それを持っているから生活が困窮していないということが言い切れるものではないというふうには考えております。28パーセントの世帯が就学援助を受けており、それほど特殊な状況の世帯というわけではないです。スマートフォンは高価なものでございますけれども、生活の中に浸透しており、それを申請に利用していただけるような改正となっております。

関委員

確認ですが、全生徒の28パーセントが就学援助を受けているということですか。

青少年・事務管理課長補佐

そうです。

関委員

全生徒の28パーセントが就学援助を受けないと受けられない教育っていうことに、まず問題があるんじゃないですか。

青少年・事務管理課長補佐

所得の水準で生活保護に準じるほどに厳しい状況であると判定された世帯を対象とする制度でございます。

関委員

そのような世帯が約３割もあるんですか。100人いたら30人がそれを受けないと、学校についていけないような教育を高知市はやってるということですか。みんなが受けられる教育をすべきであって、そんなことをしないと受けられない教育というのが、本当の教育なのかなって思ったりするんですけど。そのくらい補助してあげないと、まともな教育を受けられないということですか。

青少年・事務管理課長補佐

そういうことではございません。全国的な受給率が13パーセント程度となっており、高知市は非常に受給率が高いという状況はございます。その要因としては、就学援助世帯に該当するかどうかの算定に当たり、生活保護の基準額を使用していますが、高知市の所得の水準が比較的低いということがあって、受給に該当するという方が多くなっているのではないかというふうに分析しております。

関委員

先ほど、プライバシーの話がありましたけど、これは子供たちの間では受けている、受けてないっていうことが分かり合っているということですか。

青少年・事務管理課長補佐

今まで就学援助の御案内であるとか、あるいは通知をお渡しするというのをお子さんを経由して保護者の方に届けるというやり方をさせていただいておりました。そのやり方をするに当たり、保護者の方から、子供同士で知られてしまうというような懸念の御意見もいただいておりますし、担任の先生がお手紙を配るときに、配る子と配らない子がいるというところで、大変気を遣うというお話も伺ったことがございます。

担任の先生の御配慮いただいて、お互いが分からないように、青少年・事務管理課からは中が見えない状態になっている専用の封筒に入れて渡していただくようお願いはしておりましたけれども、渡す人と渡さない人がいるという状況で、お互いに分かるのではないかという御心配を保護者の方がされているというケースはあったと思います。

関委員

そうであれば、将来的には、子供はそれを知らないで学校に行けるようにさせてあげたいなと思うんですけど、そういう方向性の改正であると認識すればいいですか。

青少年・事務管理課長補佐

はい、そのとおりです。

永野教育長

この高知市が持っている課題について、別の機会に勉強会もしまして、基本的な構造についても知っていただければと思っております。

関委員

援助の程度は世帯によって異なりますか、それとも一律ですか。

青少年・事務管理課長補佐

世帯によって計算の結果というのが少しずつ変わってきます。それで、生活保護の基準の1.3倍の所得まで高知市の就学援助では認定をしています。

西森委員

国がこういう標準仕様というシステムを開発して、これに高知市のシステムを接続したというイメージですか。

青少年・事務管理課長補佐

直接的に国のシステムにつないだということではなくて、住民基本台帳のシステムに関係するものを全部その仕様どおりに変更していくということを行っております。直接的につなぐというよりも、今後データのやり取りをするに当たって、標準仕様の形になっていると、そのやり取りがしやすいというようなことも想定はされていることと思われます。

永野教育長

そのほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第12号「高知市就学援助規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第12号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第９、市教委第13号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

本改正は、令和８年４月１日付けの機構改革により、教育研究所の特別支援教育班が課に昇格することとなりましたので、高知市教育研究所条例施行規則の分掌事務等を実態に即した内容に改正をするものでございます。改正の内容につきましては、資料28ページ、新旧対照表を御覧ください。

こちらにありますように、高知市教育研究所条例施行規則第２条に定める内部組織から特別支援教育班を削除するとともに、第３条においては、各号を実態に即した内容となるよう集約して定めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

関委員

支援が必要な子供たちということに関しては、もちろん教育面も大事なんですが、医療面からのアプローチも重要だと思います。子供が病院と学校の狭間に立って、病院ではこうしてほしいと言われるけれど、学校ではこうすべきだと言われる。このように医療と教育が連携ができないということを聞いたことがあるんですけど、現場としてはどのように考えていますか。

今回の話の中にも、学校における教育っていうことはありましたけど、医療との関わりという話は出てこないので、医者側の診断というか、そこがうまく教育に反映されているのかという点についてはいかがですか。

教育研究所長

今回の分掌整理に当たりまして、教育相談分野になろうかと思いますけれども、教育研究所は主に不登校に関わる電話相談支援を行うような形になります。その中でも、医療的な側面からアプローチを必要としていることもありまして、例えば不登校専門家会議の中では、精神的な小児の専門医からアドバイスをいただいたり、ＳＳＷが必要なときには医療機関につなぐこともあり、そういった相談支援の中で反映することになっております。

また、今回、特別支援教育班が特別支援教育課に移りましたが、特に医療的ケアを必要とするお子さんに対して、主治医、それからお家でお世話になっている訪問看護との連携も行っておりまして、そういったところが更に必要となるということも、課に昇格する１つの要因でございます。

関委員

安心しました。

西森委員

教育研究所の中に今まで特別支援教育班があったってことは、やっぱりそれなりに意義があったんだと思うんですが、この機構改革で縦割りになってしまうことはありませんか。

恐らく縦にバーンと、いわゆる普通学級と特別支援教育というものがきれいに判別できるものではなくて、いろいろな意味で関連し合いながら出来上がっているものじゃないかなと想像しております。

ただこういう行政の事務分掌に関することですから、きれいに整理しないといけないことは分かるんですけれども、今後こういった形で教育研究所の条例施行規則を整理していくに当たり、また課として独立させるに当たり、教育研究所としては、今後、特別支援教育にはどのような形で関わっていくということになりますか。

教育研究所長

教育研究所条例には研究所の事業として、特別支援教育の調査研究があり、その条例は改正しておりませんので、今後も、高知市立の特別支援学校のサポートや、調査研究を行っていきたいと考えております。

また、特別支援教育課が設置される場所ですけれども、同じくアスパルこうちに設置されますので、お互い連携をしながら、子供を中心に据えて支援を行っていきたいと考えております。

西森委員

事前に条例をチェックするのを忘れてしまったので、申し訳なかったんですけど、条例には今おっしゃった特別支援教育に関することっていうのは、目的とかのところに書かれているんですか。

分掌事務は施行規則に書かれていて、分掌事務では、第３条第３号の「教育相談及び相談支援に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）」と書いてあるので、除外されるのかなと思いました。条例では、どのように位置づけられているんですか。

教育研究所長

条例では、事業を示した第３条に特別支援教育の調査研究という項があります。こちらの項で、先ほど申し上げました調査研究等を行っていくというところが研究所の役割であると考えております。

西森委員

分かりました。教育研究所としては、除外するわけではなく、調査研究の対象とはしているということですね。そして、課として独立させることで、先ほど説明いただいたように、連携をしながら手厚い支援をしていく体制を整備していくということになりそうだということですね。

教育研究所長

はい。

永野教育長

ほかに御意見はございませんか。

では、御意見ないようですので質疑を終了し、採決に入ります。市教委第13号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正」については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第13号は、原案のとおり決しました。

続けて、報告事項に移ります。「第512回高知市議会定例会に提出する予算議案、予算外議案及び予算外議案（その２）に対する意見についての教育長専決処分の報告」についての報告から行いたいと思います。

教育政策課長

令和８年３月市議会定例会に提出しております教育委員会所管の議案は、令和７年度３月補正予算議案と令和８年度当初予算議案、それから予算外議案でございます。順に説明いたします。

１ページの⑴中学進学時祝金支給事業費、２ページ、３ページの要保護・準要保護児童対策費、

それから４ページの特別支援教育修学奨励費、この４件につきましては、いずれも対象児童生徒数が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

それから⑸の工石山青少年の家整備事業費につきましては、敷地法面に若干の変動を確認したことから補強工事の予算を確保しておりましたが、現在、法面変動定点観測を行っており、現状では、すぐに大きな変動が起こるような兆候はないとの土木技術者の意見もあり、また市全体の公共施設マネジメントの観点からも、本施設の今後の在り方を検討すべき時期にも来ていると判断されることから、本年度の工事施工を見送り、継続的な観測を実施することで、安全を確保しながら更なるデータ収集を行い、施工について再検討するとしたものでございます。

次に５ページの⑹防災機能強化事業費から７ページの⑼大規模改造事業費までにつきましては、いずれも国の補正予算を活用することができますことから、令和８年度当初予算から前倒しし、増額補正を行うものでございます。対象施設や概要については記載のとおりです。

なお、トイレの洋式化と乾式化につきましては、バリアフリー化を進めており、令和７年度末時点で全体の86.1パーセントが完了しております。

次に８ページ、繰越明許費の設定でございます。地方自治法の規定により、年度内に完了できない事業につきまして、令和８年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて議会の承認をいただくものでございます。

まず、アの高須小学校給食棟の設備設計委託業務につきましては、換気設備等の老朽化が進んでいたため、交換する設備について学校と協議を進めておりましたが、協議に時間を要したことに加え、入札が不調となったことから繰越しを行うものでございます。

次に、イの潮江南小学校の外壁等の改修工事につきましては、詳細な調査を行いましたところ、ベランダの一部を撤去する必要が生じたことから、年度内に業務の完了が困難となり、繰越しを行うものでございます。

次に、ウにつきましては、先ほど御説明しました５ページ、６ページ、７ページの増額補正を行う事業につきまして、適正な業務工期期間を確保するため、合計で1,217,300,000円を繰越予算の上限額として設定しようとするものでございます。

次に９ページ、令和８年度当初予算について御説明申し上げます。令和８年度当初における教育費予算につきましては、９ページの１番下の合計欄にございますように総額11,681,328,000円となっておりまして、前年度と比較しますと2,113,743,000円、率にして18.1パーセントの増額となっております。

予算の増減の主なもののうち、右の方に表示しております重点施策、新規事業及び拡充を行う事業等につきましては後ほど説明いたしますので、それ以外の主な増減の内容につきまして最初に御説明いたします。

１の教育総務費の教育委員会費の１番右列を御覧ください。医療的ケア充実事業費におきましては、令和８年度に新たに医療的ケアが必要な児童１名の小学校入学が予定されていることや、医療的ケア実施にかかる委託料の人件費単価等の増額などによって、11,472,000円の増額でございます。

次に教育指導費でございます。増減の主な内容欄の１つ目、ＧＩＧＡスクール構想推進事業費は、１人１台端末を効果的に活用し、主体的に学び続ける力を育成していくとともに、確かな学力を定着させるため、ＡＩデジタルドリルを活用し、個別最適化された学習や協働的な学習が実現できるよう学習環境の充実を図るものですが、タブレットの賃借契約の開始などに伴い87,705,000円の増額となっております。

中学進学時祝金支給事業費29,310,000円の減額につきましては、全庁的な事務事業見直しに伴い、令和８年度は事業を休止とするものです。

次に２の小学校費でございます。学校管理費の学校管理費40,041,000円の減額につきましては、プール使用料や外部プール使用に伴うバス借上げ料等について、ここではなく、プール安全対策運営事業費に振り替えたことによるものでございます。

教育振興費におきましては、準要保護児童の学校給食費が、国が創設する給食費負担軽減交付金の対象となることから予算措置の必要な金額が縮小し、要保護・準要保護児童対策費180,305,000円の減額となっております。

次に３の中学校費でございます。学校管理費につきましては、４年ごとに行われる教科書の採択替えが令和６年度に行われ、令和７年度に約74,000,000円の予算で購入いたしました。令和８年度は、本年度に購入した教科書を引き続き使用いたしますので、予算措置の必要がなく、指導書等整備事業費におきましては、72,615,000円の減額となっております。

次に４の高等学校費でございます。高等学校管理費の共創プロジェクト事業費3,500,000円の減額につきましては、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討しておりましたところ、事業実施の見通しが立ちましたことから、令和８年度の補正予算としてお諮りする予定でございます。

ＤＸ加速化推進事業費12,000,000円の減額につきましては、文部科学省の令和８年度高等学校ＤＸ加速化推進事業の採択を目指し、事業計画を提出しております。採択の内示がありましたら、令和８年度の補正予算としてお諮りするものでございます。

次に５の特別支援学校費でございます。特別支援教育就学奨励費につきましては、小学校費の教育振興費で御説明しました内容と同様でございます。

次に７の社会教育費でございます。図書館・科学館費におきましては、オーテピア高知図書館運営事業費が、フロア業務更新に伴う委託料等の増額によりまして22,396,000円の増額。オーテピア高知図書館施設管理費が、駐車場警備等の人件費単価等の増額により13,610,000円の増額となっております。

一方で図書館システム管理費は、令和７年度に図書館システム再構築が完了したため、89,440,000円の減額となっております。

次に、青年センター費の運営管理費につきましては、主に青年センターの第５期指定期間開始に伴う、指定管理料の見直しによる増として18,200,000円の増額。

施設整備費につきましては、館内照明のＬＥＤ化に伴う制御システム更新が本年度に完了し、令和８年度は中央監視装置リモートユニットの更新を行うため、その差額として26,069,000円の減額となるものです。

最後に工石山青少年の家費でございます。工石山青少年の家整備事業費につきましては、令和７年度当初、敷地法面の増強工事費として見込まれていた38,000,000円との差額として32,573,000円減額となっております。

次に令和８年度当初予算の重点施策と主な新規事業につきまして説明いたします。始めに、重点施策の概要という資料の16ページを御覧ください。学力向上推進事業でございます。

１の事業目的といたしましては、「学力向上グランドデザイン」に基づき取組を進めることで、子供たちの確実な資質・能力の育成を図るものでございます。

４の事業概要及び令和８年度の事業内容といたしましては、学校経営計画に基づき指導・支援を継続的に行うこと。指定校の訪問等を通じて主幹教諭、研究主任等への具体的な指導・助言も行い、各役割のマネジメント力を高めること。ＡＩ型デジタルドリルの活用を促進するとともに、学習習慣の確立や読解力、表現力等の育成を図る取組を推進することとしております。

５の成果目標・事業効果に記載しておりますような内容を目指してまいります。

次に17ページを御覧ください。キャリア教育推進事業でございます。本事業の目的といたしましては、地元企業等の人材を活用した実践的な学習や体験活動等を通して子供たちが地域の産業、文化等について理解を深めることにより、地域への愛着と誇りを持ち、郷土愛を育むとともに、更にに継承・発展させようとする意欲や態度等を育み、将来にわたって様々な場面でふるさと高知を思い、支える人材の育成を目指すものでございます。

本事業の概要及び令和８年度の事業内容といたしましては、学習活動や体験活動に必要な経費に

ついて補助金を交付し、各学校の取組を支援してまいります。なお、本事業は高知県教育委員会による事業を活用して令和８年度から新たに実施するものでございます。

５の成果目標・事業効果に記載しておりますような内容を目指してまいります。

次に18ページを御覧ください。プール安全対策事業でございます。事業目的といたしましては、プールが使えなくなった学校の子供たちの水泳授業の機会が失われることがないよう、水泳授業を外部プールで行うものでございます。また、自校プールでの水泳授業において、水泳授業時に警備会社の監視員等を配置し監視体制を強化するとともに、小学校においてプールフロアの増設をすることで、安全で安心な水泳授業環境の確保を図るものでございます。

４の事業概要及び令和８年度の事業内容といたしましては、南海中学校と朝倉中学校において、外部プールを利用するとともに、外部プール施設へのバス送迎と監視員の配置、水泳指導補助について業務委託を行うものでございます。

また、小学校の自校プールでの水泳授業の実施に当たりましては、小学校における水泳授業の安全管理マニュアルに基づき適正な監視者数を確保するとともに、能力や体格に差がある児童が安心して水泳授業を受けられるよう、プールフロアを増設するものでございます。

次に19ページを御覧ください。小中学校等施設整備事業でございます。事業目的といたしましては、南海トラフ地震への備えやトイレの洋式化などの環境改善、ＬＥＤ化により教育環境を確保していくものです。事業費や事業内容につきましては資料記載のとおりです。

次に20ページを御覧ください。空調設備整備事業でございます。事業目的といたしましては、空調設備が未整備の特別教室と給食調理室における熱中症対策等の労働環境の改善でございます。

また、高知特別支援学校の屋内運動場は、児童生徒の活動の場であるだけではなく、災害時における地域の避難所としても利用されますことから、空調設備を整備するものでございます。

２の事業年度としては、令和７年度から令和10年度までを予定しており、３の令和８年度事業費といたしましては、記載のとおりですが、令和８年度から令和10年度の全体事業費といたしましては、3,523,600,000円を予定しております。

４の事業概要及び令和８年度の事業内容といたしましては、令和８年度には公募型プロポーザル方式により業者を決定しますとともに、高知特別支援学校屋内運動場への空調設備の整備を行います。

以上が重点施策の概要の説明でございます。続きまして、３月議会提出議案の概要につきまして、先ほどまでの説明との重複を避けて、新規の事業や拡充する事業を中心に説明させていただきます。資料は、Ａ４横の３月議会提出議案の概要というものになります。こちらも抜粋版のみですので、枚数としては２枚になっております。

10ページを御覧ください。①校内教育支援センター事業、②の校内サポートルーム支援員配置でございます。校内教育支援センター事業は、国から通知された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）に沿い、学校に行けるけれども、自分のクラスに入りづらいときや、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる居場所として校内教育支援センター「校内サポートルーム」を設置して、個々の状況に応じた学習や相談支援を行うものでございます。

令和６年度から実施しております本事業におきましては、現在、中学校８校に校内サポートルームを設置しております。利用する生徒数は増加しており、ニーズが高い支援策となっております。また、新規の長期欠席生徒数の抑制につながっていることからも、不登校を未然に防止する支援策の１つとして有効と捉えておりますので、令和８年度には新たに３校に設置するものでございます。

校内教育支援センター事業の予算額343,000円の内容といたしましては、主にパーテーションの設置や教材等にかかる費用となっております。また、新設する３校の校内サポートルームへそれぞれ１名の支援員を配置するため、３名増員分として11,280,000円、総額としましては42,488,000円となっております。

次に11ページを御覧ください。⑤の自動採点システム導入事業でございます。自動採点システムは、答案用紙を複合機などで取り込んでデジタル画像化し、パソコンなどを用いて採点するためのシステムで、採点にかかる業務時間を短縮し、教員の業務負担軽減や採点結果の集計、分析の効率化を図るため、全ての中学校と義務教育学校後期課程に導入するものでございます。

次に12ページを御覧ください。⑧学校給食費負担軽減でございます。国が創設する「学校給食費負担軽減交付金」を活用し、小学校・義務教育学校前期課程、及び特別支援学校（小学部）の学校給食費の保護者負担を軽減するものでございます。

小学校及び義務教育学校前期課程におきましては、児童１人当たり月額5,200円、特別支援学校小学部におきましては児童１人当たり月額6,200円を一律に支援いたします。支援額を超える部分につきましては、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収いたします。小学校及び義務教育学校前期課程の場合、これまでの約１割となる月額600円程度を保護者に御負担いただくことになります。

主な新規事業等につきましては、以上でございます。

次に令和８年度に向けて全庁的に行いました事務事業の見直しについて申し上げます。資料はＡ４横になりますが、教育委員会における事務事業の見直しについてを御覧ください。

教育委員会としましては、研修や講演会に係る講師謝金の削減など全庁一律に見直しを求められた14項目につきましては、121件の見直しを検討し、事業費としては約30,860,000円の削減となりました。

また、個別事業に関しましては、42の事業について見直しを検討し、事業費としては約70,330,000円の削減となっております。見直しを行いました主要な事業について御説明いたします。

資料３ページの中段を御覧ください。青少年・事務管理課の中学進学時祝金支給事業費で、事業休止による29,310,000円の削減でございます。事業概要としましては、子育て世代の生活を支え、人口減少の進展を抑制するため、出費がかさむ中学校進学時の制服、カバン等の初期経費を支援するため、プッシュ式で生徒１人当たり商品券10,000円を支給するものでございます。

令和６年度から開始しました本事業は、子育て支援として一定の効果は認められるところですが、国の重点支援交付金による給食費の負担軽減や、多岐にわたる子育て支援策が充実してきていること、また、本市の人口減少対策全体の中での位置づけを整理する必要もありますことから、事業を休止するものでございます。

次に６ページの下段を御覧ください。学校環境整備課の学校備蓄品整備事業費で、事業見直しによる12,000,000円の削減でございます。事業概要としましては、南海トラフ地震対策として児童生徒が避難時に活用できるアルファ化米、保存水、簡易トイレ等の物資を蓄え、使用期限に応じて循環させるものでございます。

見直し理由及び見直し対象とした理由としましては、当該事業により備蓄を進めてきた物資につきまして、防災対策部による備蓄物資と重複しており、整理・調整する必要があることから事業を見直すものでございます。

続きまして、Ａ４縦の令和８年３月市議会定例会提出議案一覧にお戻りください。10ページの予算外議案について御説明いたします。

まず、⑴の市第59号、高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例を廃止する条例制定議案の概要です。

令和６年７月５日、本来安全に行われるべき学校の水泳授業におきまして、１人の児童がお亡くなりになるというあってはならない重大事故が発生いたしました。高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例は、そのプール事故について第三者の立場から調査・検証等を行うとともに、プール事故の再発防止に必要な事項の検討を行うため、教育委員会の附属機関として検証委員会を設置することとしたものでございます。

検証委員会の設置後、７名の委員の皆様におかれましては、各々の専門分野での知見を大いに活

用しながら精力的に調査・検証・協議を進めてくださいました。令和７年３月31日に当該委員会から教育委員会に対し、プール事故に関する調査検証の結果や再発防止策の提言等を取りまとめた検証報告書が提出されまして、当該委員会の設置目的を達成いたしましたことから、条例を廃止するものでございます。

次に（参考）の部分ですが、議会の総務常任委員会に付託しているものになりますが、先ほどの市第59号と関連しますので、市第26号、高知市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例議案のうち教育委員会に関する分について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会条例の廃止に伴いまして、高知市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正し、当該委員の報酬の規定を廃止するものでございます。

次に⑵の指定管理者の指定に関する議案の概要でございますが、対象施設は高知市青年センターでございます。これにつきましては、青少年・事務管理課から説明させていただきます。

青少年・事務管理課長

指定管理者の指定に関する議案（高知市青年センター）について御説明させていただきます。高知市では平成20年度から公の施設の指定管理制度を導入しており、当課が所管する青年センターにつきましても、令和８年度から第５期の指定管理となります。そのため、今年度、青年センターの指定管理の公募を行い、３月議会で指定議案を上程しております。

まず、青年センター指定管理再公募の経過についてという資料を御覧ください。令和７年６月23日の経済文教常任委員会において公募に係る応募要件等を報告し、募集を開始いたしましたが、申請期限である９月19日までに、応募がございませんでした。

その後、説明会に参加していた団体にヒアリングを行い、庁内で協議いたしまして、指定管理料や指定期間を見直した上で再公募することといたしました。10月28日の経済文教常任委員会において、再公募に対する反対意見や再検討の指示がございまして、調整に時間を要したため、経済文教常任委員会の各委員の方にスケジュール変更を御説明し、公告を行うための決裁を開始いたしました。しかし、その決裁途中で申請資格について、この再公募の場合、ガイドラインの文言のままでは適用できないとの御指摘がございまして、文言を追加し、11月28日に再公募の公告を行いました。再公募の結果４団体の応募があり、２回の審査委員会を経て、２月19日に選定結果の通知をしております。

次に、指定管理者選定手続ガイドラインの２ページを御覧ください。指定管理者の選定手続には、ガイドラインを原則とし、選定手続の詳細については施設の所管課が施設ごとに個別に決定するが、本ガイドラインと異なる取扱いをする場合は、十分に市民・議会に対して説明責任を果たす必要があると示されております。今回の再公募でガイドラインと異なる取扱いをした点、また事前に十分な説明ができていなかった点について御説明させていただきます。少し手前に戻っていただきまして、青年センター指定管理再公募の経過について（その２）を御覧いただけますでしょうか。

こちらは、公募に際して応募者がなかった場合の対応スケジュールということで抜粋させていただいておりますが、通常、12月議会の議決を経て４月１日からの指定期間とする標準スケジュールから考えますと、今回、再公募した場合の指定管理の開始は７月が想定されるところですが、今回の場合は、利用者サービスの停滞・低下のリスクを最小限とすることを最優先に考え、空白期間を生じさせないために、令和８年４月１日を指定管理の開始としたもので、管理の開始を７月頃と想定しているガイドラインと異なる取扱いをしたこととなります。

裏面を御覧ください。ガイドラインでは、緊急時に迅速に本市と連携して対応し、市民の施設利用等への影響を最小限に抑えることを目的とし、本市に事業所があることを応募要件にしていますが、応募時に市内、市内事務所がない団体でも、指定通知日から２か月以内に設置できる団体であれば応募可能としています。

資料下段の図を御覧ください。ガイドラインと異なる取扱いの２点目です。今回の再公募におき

ましても、同条件を付し決裁を回付する途中で、このままの要件では、事務所設置期限が５月末頃になることの指摘を受け、資料中段枠組みの中、二重下線で示しておりますとおり「又は基本協定の締結日の前日までの早い日付まで」との表記を追加いたしましたが、この文言の変更について議会の皆様に事前に説明ができておりませんでした。

再公募の結果といたしまして、結果的には４団体からの応募がありましたが、この表記を追加したことによって県外事業者など申請時点で市内に事務所等を有していない事業者にとって応募しにくい条件となったと言えます。

最後に、市第73号指定管理者の指定に関する議案について御説明させていただきます。指定候補者は、高知青年未来創造パートナーズと言いまして、シンコースポーツ四国株式会社高知営業所と四国管財株式会社の共同企業体となっております。

外部委員を含めました７名による審査委員会を開催し、1,400点満点中1,021点、73パーセントの評価を得ており、最低制限基準の60パーセントを上回る結果となっております。応募のあった４団体と算定結果につきましては、次のページを御覧ください。

次に、指定期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日の３年間で、指定管理料参考価格の３か年の合計は163,314,000円となっております。別紙として指定候補者の事業計画の概要と６年度決算額と８年度提案額の経費比較を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上で再公募の経過、ガイドラインと異なる取扱いの説明及び指定候補者の概要の説明を終わります。なお、３月17日の市議会経済文教常任委員会において、再公募の過程でガイドラインと異なる取扱いをしたことについて、また議会への事前説明が不十分だったことについて説明とともにお詫びをし、指定議案の審議をお諮りしているところでございます。

永野教育長

少し長くなってきましたので、ここで17時40分まで休憩としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

再開いたします。先ほどの予算議案や青年センターの指定管理まで含めて、御質問はございませんでしょうか。

西森委員

新規事業のキャリア教育について、雑感だけ申し上げたいと思います。キャリア教育に6,000,000円の予算が付いたことについて、大変意義深いことだと思っています。キャリア教育ということで、人口減少対策や若者定着、Ｕターンを促すといったことにも関連してくるのかなと想像しておりますが、このキャリア教育をどういったビジョンで、どの分野と連携してやっていくのだろうということが気になりました。地元の活躍している話をただ聞いているだけでは、思ったような結果にはならないだろうという気もしていますので、どこと連携していく予定があるのかといった点が気になっています。

私もこの１年間、仕事のために東京で過ごす時間も増えていて、都会が魅力的であることは間違いないという実感を持っています。この点は直視しないといけないと思っています。同じ仕事をするのであれば、田舎より都会の方が良いに決まっている部分も多分たくさんあると思っているんです。

ただ、それとは別の価値観や豊かさを感じているからここにいるということもあるんだろうなと思いながら、それをどうやったら自分なりに言語化できるんだろうかということを考えてきました。皆様方それぞれに持論があると思います。なぜ東京ではなくここにあるのかというようなことで。そんな中で、個人質問の中で26ページの甲木議員がおっしゃっている話が、何となく自分の中で今、近いところにあるなと思ったんですけども、「郷土愛を単なる地域にとどまることへの価値観」に

とどめることなく、市内企業や地域社会との具体的な接点を創出し、若者の将来のキャリア形成へと継続していく教育実践や支援の仕組みを今後どのように強化していくかお考えかというようなことが書かれていて、まさにここだと思うんですけど。

100も200も1,000も解がある中で私が今やっぱり感じつつあることは、弁護士の仕事を高知でやる、東京でやるというだけじゃなくて、やっぱり高知にいるということは、ある程度オールラウンダーになれると。いろんな役割を果たせると。弁護士という仕事を持っている中で、教育委員というお役目をいただくこともできましたし、それから保護者としての活動もやらせていただくことができました。

うまく言葉ではまとめられないんですけど、皆様も市の職員でありつつ、日常生活の中でいろいろな人と密接に絡み合っていて、一歩外に出たらいろいろな人から挨拶されるというようなことがあったりするのかなというふうに思っております。東京だったら多分すれ違うことは、すごく偶然的、奇跡的なことだと思うんですけど、そういう人間関係を煩わしいと思うのか、いろいろな角度であの人と私とみんなが、それぞれ力を出して支え合っているというこの地域のシステムというのを豊かなものと感じるのかとか、そういうところが、今の私が一つ持っている解、豊かさの解でございます。

ですので、このキャリア教育にしても、高知でもこういう仕事ができますよとかいうだけじゃなくて、もう少し地域から感謝されて、お互い支え合いながら生きていくというような、そういうプラスアルファの価値もできたら提示してあげてほしいなというふうに思うわけです。

そんなことを考えている方もたくさんいらっしゃると思うんですが、最後の機会なのでそういうことを付け加えさせていただきました。拙い考えなので、県とか市とかのいろいろな人口減少対策をやっている部署とどういうことをすれば、このキャリア教育がお仕事、お勉強講座にとどまらないのかを考えてほしいです。

一旦、東京に行っても、どこに行ってもいいんですけど、ふと高知に帰ろうかなと思ったときに高知って何か東京と違う価値があるよねというふうに思ってもらえるようなものにしていただけたらなと思ったところでございます。

また、青年センターの指定管理公募の件でございますけれども、分からなかったのが、今回ガイドラインとは違ったものかもしれませんが、要件を変えたことによって、事業所が市内にないところが手を挙げてきたのでしょうか。これを読んでいると、事業所の要件が厳しくて最初は出てこなくて、緩和したら県外というか市外事業者が入ってきたかというと、決してそういう話でもないような感じがしていて、ここの実情がどういうことであったかという点を知りたいと思いました。

永野教育長

キャリア教育の狙いと青年センターの指定管理公募の件について、御質問をいただきました。事務局から回答をお願いします。

学校教育課長

キャリア教育については、教育委員会では、学校教育課が所管しております。教育委員会としては、子供たちに夢や志を育むことを目指してまいります。現代の子供たちは、ＳＮＳの普及もあり、今が楽しければ良いというように考える傾向にある状況がございます。また、今学んでいることと将来役立つこと、これもつながりにくい状況になっております。

ですので、まずは身近なところから高知でできる仕事を知ってもらう、企業を知ってもらう、そうしたところから高知に愛着を持ち、実感できるような取組を進めていきたいと思っております。そのためには就学前から高等学校までを体系的に実践できるような取組にしていきたいと考えております。

なお、市長部局につきましては産業政策課が中心となっておりまして、こちらについては、西森委員からお話がありましたとおり、人口減少対策や産業振興がメインになっています。これは、お互いに連携協力することができると考えておりますので、現在もそういった取組を進めているとこ

ろです。また、子供たちは一旦県外に出るかもしれませんが、できれば高知に戻ってきてほしいなという思いもありますし、県外にいても、ふるさと高知を応援し、好きなままでいてもらえるような、そんな取組を学校でやっていきたいと思っております。

永野教育長

続いて、青少年・事務管理課からお願いします。

青少年・事務管理課長

結果的に応募があったのは、市内業者のみでした。

西森委員

では、要件のどの部分を変えたことが、応募者の増加につながったのでしょうか。

青少年・事務管理課長

参考価格を見直したことが大きな要因になります。前回が５年前ということでございまして、そこから比較しますと人件費を始め、社会情勢も変わってきました。それと、今回は直営の場合どうなるかというような検討をした結果、参考価格が上がりまして、それによって応募が増えたものと考えております。

西森委員

本当に厳しい財政の中で、どこをどれくらい増やせるかというのはあると思うんですけど、これで空白期間が生じそうになってしまったりということもあるので、適正価格というのはキャッチしていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いました。

それと言っていいか迷ったんですけど、検証委員会の費用に関する条例の報酬に関する部分について、１回出席で20,100円、調査活動１時間につき5,000円で、報告書執筆１時間につき10,000円ということで、これは弁護士が引き受けさせていただいているかと思うんですけど、最近、奈良県の事例が報道されていたというのを御存知かもしれませんが、いじめの調査委員が見つからないという内容です。費用が安過ぎるということで断られて、結局しばらく空白になっているということが問題視されていて、どうして条例で早めに手当てをしてこなかったのかと。

１時間当たり22,000円というタイムチャージで行っている弁護士会もございます。それをどう見るかですけど、やっぱり個人事業主であり、法人化しているところもありますが、どこからかお金が来るというシステムではないので、それなりのビジネスに対しては、それなりのお金をいただかないと、別にお金を儲けるためにやっているということではなくて、その間の機会をここに費やしているということで言うと、適正な価格じゃないと受けられないという話なんです。青年センターの指定管理のこともそうかもしれませんが、予算は限られている中で申し上げにくい部分もありますが、空白期間が生じないように適正な価格で提示していただきたいと思います。

永野教育長

この件については、事務局から何かコメントはありますか。

重大事案検証室長

先ほど御意見いただきました報酬の単価については、高知市のいじめ調査の委員会の報酬を参考に同額で条例を組んだところでございます。ただ、おっしゃるように弁護士、それから医師の方については、どうしても時間単価に換算しますと、この単価では少し安いということで、検証委員会の中の委員長からもそういった御意見をいただいております。このほかの委員会にも波及する話ですので、御意見を参考にさせていただきながら、今後検討していきたいと思っております。

森田委員

先ほどのキャリア教育の話ですけど、説明を聞くと理解できましたが、資料だけを見ると郷土愛を持って、とにかく高知にいることが目的というふうに見えます。キャリア教育のキャリアというのは、会社で偉くなるとかいうだけの話ではなくて、語源は馬車が通った後にできる車輪の軌跡であり、それこそアンパンマンじゃないですけど、子供たちが何のために生まれてきて何をして生きようかという思いに火を付けることがキャリア教育の原点であると思います。

その火を付けるために大人たちが、こんなこともある、あんなこともあるというふうに示すことができる、そういったことがビジョンではないのかなというふうに思った次第です。そうした意味でのビジョンを持って取り組んでいただきたいと思います。

永野教育長

キャリア教育に関しては、また別の機会に勉強会等もできればと思います。ただ、一言申し上げると、産業教育の中の企業戦士を産むためのキャリア教育はしないということを教育委員会のスタンスとして持っています。今のお話のとおり、轍としての我々の営みというのがあると思いますので、そこをしっかりとハートとして持っておきたいというふうに思っております。

続いて、「令和８年３月市議会代表質問・個人質問概要(教育委員会関係)」について事務局から報告をお願いします。

教育政策課長

３月の市議会定例会におきまして、３月９日から13日までの期間で行われました代表質問と個人質問、ここでは教育委員会に関する質問として、質問議員15人中11人の議員から全部で56問の質問をいただきました。多かったものといたしましては、学校と地域のあり方に関して10問、それから不登校８問、事務事業見直しや学校給食費に関してそれぞれ６問、校区割りと小中一貫校の将来像といったことに５問、学力向上と働き方改革に関して４問、新県民体育館、部活動の地域移行に関してそれぞれ３問などがございました。

以上でございます。

永野教育長

続きまして、日程第２、市教委第６号「令和８年４月１日付け事務局等職員の人事異動」について及び報告事項の「令和８年３月31日付け教職員の人事異動」についてに移りたいと思いますが、いずれにつきましても、人事案件であるため、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

――――――――― 【異　議　な　し】 ―――――――――

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

永野教育長

秘密会を解きます。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会　午後６時

署　名

教育長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿